

平成 22 年 4 月 1 日

各位

株式会社 りそな銀行

「資産承継信託（受益者連続型）（愛称：『そなえ』-あなたとあなたのために-）」
の取扱い開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田直樹）は、新たに信託機能を活用したオーダーメイド型商品「資産承継信託（受益者連続型）（愛称：『そなえ』-あなたとあなたのために-）」の取扱を本日より開始します。資産承継信託（受益者連続型）は、お客さまからお預かりした信託財産を管理し、お客さまの死亡後は、お客さまの定めた第 2 受益者に財産を交付し、第 2 受益者死亡後は、同じくお客さまの定めた第 3 受益者に財産を交付するものです。

本商品は、高齢化社会、核家族化が急速に進展している中、ご家族の財産管理等に対する将来にわたっての不安を解消し、大切なご家族が安心して生活を過ごしていただくための商品で、①遺言によらないで死後の財産の承継先を決めることができる、②遺言と異なり単独で変更・取消ができないため、複数の遺言の存在等による紛争を回避できる、③自らの死後の財産の連続する承継先、承継方法を決定できるといういわゆる後継ぎ遺贈の実現などのメリットがあります。

例えば、お子さまのいないご夫婦で、配偶者が認知症などにより判断能力が低下されている場合、配偶者（第 2 受益者）の生活費相当額を信託し、配偶者の死亡後は、配偶者の世話をしてくれた姪（第 3 受益者）に残りの財産を交付するといったことができます。

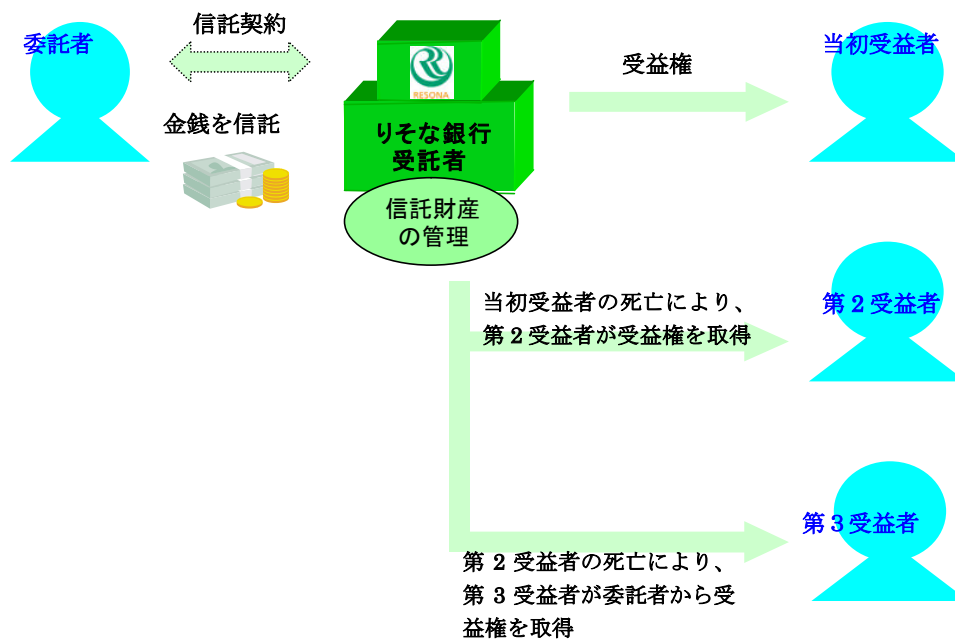
りそな銀行では信託機能を活用し、今後もお客さまの資産承継、相続に対する様々なニーズに対応してまいります。

以上

<商品概要>

名称	特約付き金銭信託「資産承継信託（受益者連続型）」
愛称	『そなえ』-あなたとあなたのために-
信託の種類	合同運用指定金銭信託（元本補填付）
販売対象	原則として個人
信託期間	目的完了まで
最低受託金額	原則として 3,000 万円以上（1 円単位）
信託報酬	別途、定める信託報酬を申し受けます。
その他	元本補填契約有り 預金保険対象商品

【資産承継信託（受益者連続型）スキーム図】



- ① お客さま（委託者）は、自己を受益者として金銭を信託
- ② お客さま（委託者）がお亡くなりになった場合は、お客さまの定めた第2受益者さまに分割で信託財産を交付します。
- ③ 第2受益者さまがお亡くなりになった場合は、信託を終了し、第3受益者さまに財産を一括交付します。

※ 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託とは

死後の財産の承継先 A を指定し、A が死亡すれば更に B が財産を取得するといういわゆる「後継ぎ遺贈」は民法上、その有効性について様々な議論があります。

新信託法では、いわゆる「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」の取扱が規定されたことにより、信託契約の定めに従い、受益者の死亡を条件として、新たな受益者が連続して受益権を取得する信託の取扱が認められました。